

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定の辞退がありました。

平成三十年六月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	辞退年月日
株式会社山本進重 郎商店	和歌山県和歌山市西浜一六六〇番地の 一八〇	ヤマシン訪問看護 ステーション奈良	生駒市中菜畑二丁目九七三―六 白鳩マンシ ョン一階	平成三十年 六月一日
医療法人やわらぎ 会	生駒郡三郷町 立野南二丁目 九番三一号	医療法人やわらぎ 会訪問看護ステ ーションピノキオ	生駒郡三郷 町立野南二 丁目九番三 一号	平成三十年 六月一日